

令和3年4月26日

保護者 様

港区立東町小学校

校長 橋本 勇一

緊急事態宣言中の教育活動について

このことについて港区教育委員会より通知があり、本校では4月27日(火)から5月11日(火)の間、下記のとおりに対応をいたします。皆様のご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

記

1 緊急事態宣言時の登校について

- (1) 学校は感染予防を一層強化の下、通常どおりに登校し、授業を行い、下校します。
- (2) 給食はあります。
- (3) 緊急事態宣言の期間、感染症不安を理由として学校に登校していない児童には、課題の提示や、朝の会と国語と算数の授業をオンラインで中継します。(1年生は、まだタブレットの持ち帰りはしません。)
- (4) 教室内では空気清浄機の利用、30分に1回以上の換気など、3密(密閉、密集、密接)を避けます。

2 その他

- (1) 毎検温等の健康状態の確認を行い、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合は自宅で休養してください。この場合は、欠席扱いとせず出席停止扱いとします。また、感染症不安を理由として登校しない場合も、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。
- (2) 家族(兄弟姉妹含む)が発熱や風邪の症状が出た場合は、児童本人も登校を控えてください。この場合も、欠席扱いにせず、出席停止扱いとします。

<お問い合わせ先>

副校長 近藤夏彦

03-3451-7726